

月報私学

2019
12
VOL.264



大商学園高等学校は、1887年に私立大阪商業学校として創設され、現在は、普通科と商業科の2学科4コースに約1200名が在籍する男女共学校です。創立130周年を記念して新館を竣工し、グローバル化に対応すべく新たな学校作りを目指しています。写真右上は、ネイティブによる英会話の授業。写真左下は毎朝実施している静黙集会で、全校生徒が体育館に集合して黙想し、授業に向かう心構えを作ります。

写真提供：学校法人 大商学園 大商学園高等学校（大阪府豊中市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／令和元年度 私立大学等経常費補助金第一次交付 2
- 寄付金募集の際はぜひ私学事業団をご利用ください 3
- 事業団資金で明日を拓く 4
- 連載◎「魅力あふれる学校づくりを目指して」
創立百三十周年、そして次のステージに向けて 6
- 経営実務Q&A 8
- 退職時の手続きー資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業ー 9
- マイナンバー制度における情報連携（提供事務）の本格運用を開始しました／
マイナンバーカードの取得促進にご協力ください／ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成31年の会計検査院实地検査は、平成30年11月から令和元年5月までの間に、大学法人及び短期大学法人合わせて24法人に対して実施されました。

検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

・「通信教育課程の学生」について、当該年度の5月1日時点で学費を納付したことを確認することができない学生を含めて申請していた。

・「教育研究補助者」について、前期・後期の両学期に業務を行ったティーチング・アシスタントを重複して申請していた。

【特別補助】

・「海外からの学生の受入れ」及び「留学生に対する授業料減免」において、当該年度の5月1日時点で「留学」の在留資格を確認することができない学生を含めて申

請していた。

・「授業料減免事業等支援」において、主たる家計支持者の収入金額を確認することができない学生を含めて申請していた。

【改革総合支援事業】

・タイプ1の設問「大学ポートレート」の取り組みについて、「実施している」と回答していたが、大学ポートレートへの掲載内容の検討・見直し、要件とされる基準時点に行われたものではなかった。

・タイプ1の設問「学長裁量経費」の取り組みについて、「設けている」と回答していたが、学長裁量の別枠予算ではなく、教育改革に組み込むものではなかった。

このように、指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

私学事業団においては、令和元年度私立大学等経常費補助金事務担当者説明会においても、平成30年度に引き続き申請ミスや改善策等の具体的事例を

取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後も、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

令和元年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

令和元年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、630法人849校に対し、1476億479万7000円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補助費の5費目で、元年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、改革総合支援事業及び特別補助については、2年3月に交付する予定です。

表 令和元年度 第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 533	校 568	千円 —	千円 139,798,325
短期大学	96	279	—	7,672,968
高等専門学校	1	2	—	133,504
合計	630	849	316,615,315	147,604,797

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助
☎03(3230)

特別補助
☎7300-7302-7313

☎03(3230)

7303-7305-7325

7309-7311-7326

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)

7306-7308-7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

寄付金募集の際は ぜひ私学事業団を ご利用ください

私立学校は、建学の精神に基づいて、個性豊かな質の高い教育・研究を提供し、これまで多くの多様な人材を社会に輩出することで、我が国の社会発展に大きく貢献してきました。

しかし、私立学校を取り巻く経営環境は、少子化の進行等により、ますます厳しさを増しています。

今後も私立学校が、時代の大きな変化に対応し、社会の要請に添えていくためには、経営の安定化が急務であり、そのためには多元的な財政基盤の確立が課題となっています。

私立学校が受け入れる寄付金には、各種の税の控除制度が設けられており、寄付金募集をより効果的に行うことができます。ぜひ、収入源の多様化の一つとして寄付金制度の利用をご検討ください。ここでは、代表的な三つの税の優遇措置について概要を説明します。

受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金は、所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金です。寄付者が企業等法人の場合には、国や地方公共団体等に寄付をした場合と同様に、寄付額の全額を損金として算入できる制度です。私立学校を設置する学校法人に

とって、寄付額の全額を損金として算入できる唯一の制度となっています。

本制度は、寄付者が学校法人を指定して私学事業団に寄付をするもので、学校法人は本事業団に寄付金配付申請書を提出し、本事業団による寄付対象事業の概要や事業の支払い状況等の審査を経て、寄付金を受け取ることができます。本制度利用にかかる本事業団への手数料等は一切不要です。受け入れた寄付金は全額が指定された学校法人に配付されます。

制度の利用には一定の要件がありますが、詳しくは助成部寄付金課までお問い合わせください。

※個人寄付については、優遇措置が、特定公益増進法人への寄付と同じ内容となるため、原則として受配者指定寄付金では取り扱っていません。

特定公益増進法人

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人への寄付は、「特定公益増進法人」への寄付として、所得税法及び法人税法の規定に基づき税

の優遇措置が認められています。税の優遇措置を受けるためには、寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書

類を発行する必要があります。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受けるためには、所轄庁への申請が必要です。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受ける際には特別な要件を満たす必要はなく、難しい手続きはありません。詳しくは所轄庁にお問い合わせください。

※企業等法人からの寄付についても、一定の割合で税の控除が受けられますが、受配者指定寄付金制度を活用することで寄付額の全額が損金に算入できますので、寄付者にとっては、より大きな税の優遇措置を享受することができ、ぜひ受配者指定寄付金制度をご活用ください。

個人寄付の税額控除

個人が、寄付実績等にかかる一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際、寄付者は「税額控除（個人の所得税額から「寄付金額－2000円」×40%の額を直接控除）」を受けることができます。

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明を受けるためには、次

の二つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

- 1 実績判定期間（過去5年度）に3000円以上の寄付金を支出した者（判定基準寄付者数）が平均して年に100人以上いて、かつ、寄付金額が年平均30万円以上あること
- 2 実績判定期間（過去5年度）における経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が、5分の1以上であること

※当該要件には緩和措置があります。手続きや必要書類等については、各所轄庁にお問い合わせください。

「税額控除」は、「所得控除」に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高いことが特長です。これまで以上に幅広い寄付者に減税効果が及ぶことで、寄付者が増えることが期待されます。税額控除制度の積極的な活用をご検討ください。

詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。

本事業団では、寄付金募集にかかる相談や、各種研修会（職員研修を含みます）への講師派遣を行っていますので、寄付金課までご連絡ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03（32230）7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 弘前学院
 対象校 弘前学院大学
 所在地 青森県 弘前市
 対象事業 校舎(新1号館) 改築
 対応者 事務局長 高松 彰氏
 法人代表 佐々木力氏

総務課長 佐々木力氏

弘前学院は明治19年、青森県初の女子普通教育学校として、本多庸一先生によって創設されました。本多先生は津軽藩弘前出身のキリスト者であり、青山学院第二代院長、メソジスト教会初代監督として知られ、新島襄、内村鑑三、新渡戸稲造などと並ぶ日本におけるキリスト教主義教育の先駆者です。創設時は、基金の寄付者であるライト夫人の名前にちなんだ来徳女学校として歩みを始めました。その後、弘前遺愛女学校、弘前女学校、弘前聖愛高等女学校と改称し、キリスト教主義教育を基に「畏神愛人」を建学の精神とし、今日の礎を築いてきました。昭和23年に学制改革によって弘前聖愛高等学校、昭和25年には弘前学院聖愛高等学校と称し、同年弘前聖愛短期大学英文科を開設、昭和46年に短期大学の英文科・国文科を改組し、



弘前学院大学の新1号館

新たに開学した弘前学院大学の文学部 英米文学科・日本文学科としてスタート、平成11年に社会福祉学部、平成17年には看護学部が増設されました。さらに、専門教育の場として、平成15年に大学院社会福祉学研究所、平成17年に同文学研究科が開設されています。また、平成18年には中高一貫教育へ移行、大学については現在、2研究科3学部4学科を擁し、独自の「オーダーメイド教育」、開学当初からの特色ある国際交流を教育研究の柱としつつ、日々邁進しています。

新1号館の建設について、どのように企画・立案されましたか。

旧1号館は築40年以上の建物で老朽化が著しく、耐震の基準を満たしていませんでした。そこで、学生が安心して勉学に励むことができる施設整備が急務であると考え、理事長、学長を含めた建築委員会を立ち上げ、旧1号館の同一敷地内での改築を決定しました。改築の場所については、日々通学する学生の利便性を考慮し、旧正門や食堂を取り壊し、駐車場の一部も転用して敷地としたため、バスなども校舎の間に近に停留できるようにになりました。



新1号館の中庭

新校舎のコンセプト、また、工夫された点はどこにあるでしょうか。

旧1号館内にある機器や備品も含め、

同じ機能をそのまま移し使用するということを基本的なコンセプトとしつつ、時代の潮流に合わせた新しい取り組みも加えています。敷地を有効利用するため、回廊型の新校舎に中庭を設け、外観については、法人代表棟や看護学部棟と同じレンガ調とし、学院全体のイメージを損わないよう配慮しました。



旧1号館の机、椅子をそのまま配した新講義室

大学の講義室は一般的に長机、長椅子が多いのではないかと思います。本学では一人用の学習机、椅子を配しています。これには理由があって、グループ討議などの講義を行う場合、机や椅子をグループごとに配置し直したり、講義室の隅に寄せてスペースを作り、学生が輪になって実習を行うことなどに非常に適しており、利便性が高いとい



献堂式が執り行われた礼拝堂（平成12年竣工）

うことによります。旧1号館で採用していた教育上の配慮が良好なものであれば、何も変えることなく踏襲し、使用していた備品を大切にして次世代にそのまま引き継ぐこととしました。

― 周辺地域や他の学校関係者からの反応はいかがでしょうか。

今年6月に、完成した新1号館の献堂式（キリスト教行事としての竣工式）と現在解体中の旧1号館の感謝会を、弘前市長、工事関係者、外部の大学、高等学校関係者、一般の方々などに出席を賜り、礼拝堂にて挙行するとともに、新校舎のお披露目をさせていただきました。学生はもろんのこと、地域の方々にも大変良い印象を持っていただいていると感じています。

このラーニングcommonsは、国指定重要文化財である弘前学院外人宣教師館の入口近くに隣接するよう新1号館内に配置しています。学生の勉学や教員の教育研究活動の合間に、東北地方における西洋文化の歴史の一端に触れることができるよう工夫しました。



新1号館に新たに設けられた「ラーニングcommons」

― 新校舎に建学の精神や教育理念をどのように反映させていますか。

新しい試みとして、学生ラウンジ「ラーニングcommons」を設置したという点があります。50人ほど収容可能なラーニングcommonsは、講義、自習、休憩の場などとして多目的な利用が可能となっており、本学の「オーダーメイド教育」（学生各々の個性に合わせた教育）の一助となっています。また、今後は学会や研究会など教員の研究活動の場などとしても利用する予定です。



新1号館と国指定重要文化財弘前学院外人宣教師館（写真左）

本学は初年次教育の一環として、毎週一回、礼拝堂での礼拝の後、大講義室（階段教室）に移動して「ヒロガク教養講話」を開催しています。理事長、学長、学部長の他地元企業の社長、医師、芸術家など外部講師の方々にも最先端の課題を解説していただき、学生が学部の専門教育にとられない多種多様な分野に触れる機会となっています。

新1号館は、旧1号館の機能をそのまま移すという基本コンセプトがありますが、この大講義室（階段教室）のレイアウトに当たっては、大型スクリーンや講義室の中ほどにモニターを新たに設置するなど、教育環境を向上させています。今後、新1号館は、弘前市との連携予定事業として、「学校施設の防災拠点」となる予定です。地域貢献の

一環として、施設開放も進めていきます。



大型スクリーンやモニターを設置した大講義室

― 事業団融資を利用された理由は何でしょうか。

貸付期間20年の長期固定金利であったことや、国の利子助成制度を利用することができたためです。

● 取材後記 ●

旧1号館で使用していた机、椅子を新しい講義室内で拝見した時、「物を大切にする」精神が直接心に響き、今の時代に照らし大変感慨深い思いでした。

ご多用のところ新1号館への思いをお話いただいた事務長、総務課長並びに関係者の皆様に感謝申し上げます。

（取材 企画室）

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載⑤ 創立百三十周年、そして次のステージに向けて

学校法人 大商学園 大商学園高等学校 理事・校長 奥野 正巳

大商学園高等学校は、1887年に「人格教育を主眼とし、有能で品格ある人物を育成する」を教育理念とし、「私立大阪商業学校」として創立されました。そして、1958年に普通科

を設置、1990年に校名を「大商学園高等学校」と改称、特進コースを設置しました。また、男子校から順次男女共学化を進め、2009年には全

コースが男女共学となり、2017年に創立130周年を迎えました。この創立130周年に向けて、学園として

どのような教育を行うのか、何に着手しなければならないのかの検討を始めました。2010年に、学校全体でい

くつかのプロジェクトチームを結成し、職員会議で議論を行い、各コースの改革をはじめ、さまざまな取り組みを開始しました。

教育の特色

本校は2学科4コースからなり、それぞれに教育課程を持ち、新世紀を拓く人材の育成を図っています。

《普通科特進コースI類》

難関国公立大学・難関私立大学現役合格を目指すコースです。高度な学習

目標としています。表計算や文書作成などの既成のアプリケーションの使い方や学ぶだけでなく、自らプログラムを考え設計する授業も実施し、ICTを活用して展開されるさまざまな授業を通して「自分で考え、生み出す力」を育成しています。

《普通科特進コースII類》

I類と同じカリキュラムで、国公立大学や難関私立大学現役合格を目指すコースです。始業前の朝テストや長期休業中の進学講習や勉強合宿はI類と同様に参加し、基礎固めから実践・応用までをきめ細かく学びます。I類と大きく違う点は「部活動との両立が可能なこと」です。部活動をする生徒のための午後7時からの特別講習や、タブレット型パソコンでできるオンライン学習サービスを実施しています。

はもろろん、より効率的に学べる電子黒板やタブレット型パソコンを活用したICT教育も充実させています。また、毎日の授業に加え、始業前には朝テスト、放課後には進学講習を実施し、夏休みや冬休みなどの長期休業中には進学講習や勉強合宿を行い、生徒一人ひとりの基礎学力から応用力までをサポートします。

商業科では「検定取得」と「英会話」に特化した専門性の高い独自のカリキュラムを組み、進学や就職に大きなメリットとなる資格取得と、難関大学進学を目指します。英語や中国語などの外国語は、ネイティブスピーカーが指導を行い、実用的な語学力を定着させ、また簿記をはじめ実学にも力を入れている学科です。進学にも就職にも力を発揮できる、大阪府の私立高校で唯一の商業科です。

《商業科》

生徒へのアンケートでは、家庭で予習・復習を行っている生徒の割合は大変少ないという結果が出ています。家庭でどれだけの時間をかけて学習しているのか、これが学力の向上に繋がっていきま

ます。そのために、毎週土曜日に国語・数学・英語の課題を与え、月曜日に提出させて家庭で学習する時間を増やし、家庭での学習習慣を身に付けさせる取り組みを行っています。

本校には、中学校時代の基礎学力が十分身に付いていないまま入学してくる生徒が少なからずいます。そのため、高校一年生の時、放課後の15分間を利用して、中学校時代の基礎を学び直す取り組みを行っています。

《授業力の向上》

生徒の学力の向上のためには、学校としての授業力の向上が大変重要とな

ります。そのために、長期休業中を利用して大手予備校が実施している、高校の先生を対象にした授業研修に多くの先生方に参加してもらっています。また、先生方の授業改善の参考資料とすべく生徒から授業アンケートを取り、毎年11月には、先生方同士での授業公開や教科ごとの研究授業を実施しています。

《家庭学習の定着化》

週に1時間の「総合的な学習の時間」を『ドリーム&サポート』と名付け、生徒の学ぶ意欲を育て、生徒の進路意識を向上させる時間として取り組んでいます。「自分はどうな生き方をした

《学び直しの取り組み》

『ドリーム&サポート』と名付け、生徒の学ぶ意欲を育て、生徒の進路意識を向上させる時間として取り組んでいます。「自分はどうな生き方をした

《ドリーム&サポートの取り組み》

週に1時間の「総合的な学習の時間」を『ドリーム&サポート』と名付け、生徒の学ぶ意欲を育て、生徒の進路意識を向上させる時間として取り組んでいます。「自分はどうな生き方をした

いのか」「何のために大学に行くのか」等、『ドリーム&サポート』の時間を通して、生きていくモチベーションを向上させていきたいと考えています。

その他、新入生の宿泊研修や夏休みの勉強合宿の復活、体育祭や文化祭の改革などの取り組みを行ってきました。本校の地道な学校改革の結果、4年制大学の合格実績が大きく伸び、2019年度入試では、初めて難関国公立大学、医科大学に合格しました。今回の国公立大学や難関私立大学等の合格者数は延べで過去最高の98名となりました。

次のステージに向けて

現在、本校では、創立130周年の次のステージに向けて、さらなる改革を進めています。



体育祭の様子

《ICT教育》

ICTを最大限に活用した学習方法を取り入れています。特進・情報コースでは、電子黒板や一人一台導入しているタブレット型パソコンを活用し、さまざまな科目において生徒がより楽しく、自発的に取り組める授業が展開されています。また、スタディサプリを導入し、家庭での自学自習もしっかりとサポートできるようにしました。

《国際教育》

海外修学旅行やカナダなどの海外での英語研修、また学内でのイングリッシュルームやオンラインによる英会話、学外でのイングリッシュキャンプなどの取り組みも充実させています。兄弟校であるオーストラリアのマゼノド高校との交流も毎年盛んに行われ、中国



オーストラリアのマゼノド高校との交流



ヤングアメリカンズ

《新館校舎の完成でさらなる発展を》

新館校舎には、小スタジオ3室を備えた音楽室があり、吹奏楽部のパート練習にも活用できます。また、壁一面が鏡のダンス室ができ、ダンス部が踊りながら全体の姿を確認することができます。新体育館では、女子バドミントン部が思う存分練習できます。最新の情報機器が完備された新たな情報教室もでき、少人数の授業が展開できる教室も多く整備されました。

《終わりに》

現在、『ドリーム&サポート』の間は、学習教材を活用した「探求学習」に変えて生徒の探求力・課題解決力を身に付ける学習活動を行っています。また、「ICT戦略室」や「新しい学び作り委員会」を設置して、新たな取り組みの検討を行っています。

大商学園は、今後とも、創立の原点である「人格教育を主眼とし、有能で品格ある人物を育成する」、この教育理念を忘れることなく、発展・進化していきます。

◆◆◆著者紹介◆◆◆

奥野 正巳（おくの まさみ）

大阪府立高等学校校長を経て、2010年から大商学園高等学校副校長、2011年から現職。

や韓国・台湾の高校生との交流もっています。今年から、ニュージラランドでの中期・長期の留学も実施します。留学先では、ホームステイ、アクティビティ、語学研修やボランティアなど、充実した交流の中で世界各国の人々と学びあい、「語学力」だけではなく、「実践的な国際感覚」を身に付けます。

また、今年から「ヤングアメリカンズ」の取り組みを行いました。3日間、海外出身の20歳前後のキャストと歌やダンスのワークショップを通して、外国の方と交流することはもちろん、表現することの楽しさを感じながら、自分に秘めた可能性を発掘していきます。英語学習への意欲向上にも繋がります。期間中、キャストは生徒の家庭にホームステイするので、異国文化や習慣などを学ぶこともできます。

経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、「ご参照ください」

寄付型クラウドファンディング

Q1 本学では、寄付型クラウドファンディングを活用した外部研究資金の調達を行いたいと考えています。調達した資金は寄付金収入として会計処理してよいでしょうか。また、クラウドファンディングの運営会社へ支払う手数料は「教育研究経費（支出）」又は「管理経費（支出）」のどちらでしょうか。

A1 寄付型のクラウドファンディングは、支援者へ対価性のあるリターンを想定していないため、寄付金収入となります。クラウドファンディングは一般的に起案者が明確な目的をもって行います。したがって、寄付金（調達資金）の用途が明示されているため、資金収支計算書上及び事業活動集計計算書では「（大科目）寄付金（収入）」の「（小科目）特別寄付金（収入）」となります。起案者が施設設備拡充等を目的として資金調達した場合は、寄付者の意思は施設設備拡充等が目的であると解すことができるため、活動区分資金収支計算書では、施設整備等活動による資金収支の「施設設備寄付金収入」とな

ります。

事業活動収支計算書でも同様に、起案者の資金調達の目的に応じて、「（大科目）その他の特別収入」の「（小科目）施設設備寄付金収入」となります。なお、計算書上に記載する金額は総額をもって表示するため、クラウドファンディング企業等への手数料が発生した場合は、手数料控除前の金額を寄付金収入として計上し、手数料を「管理経費（支出）」として会計処理します。

計算書類の年度表示

Q2 計算書類の年度表示について教えてください。本法人は和暦で表示していますが、「平成31年度」と「令和元年度」のどちらにすべきでしょうか。それとも、西暦表示にした方がよいのでしょうか。

A2 「平成31年度」と「令和元年度」のどちらの表示でも構いません。また、和暦・西暦のどちらがよいとの定めはありません。なお、所轄庁からの指示がある場合は、それに従ってください。

補助金収入と寄付金収入

Q3 公益財団法人から500万円の助成金を受けました。この助成金の原資について問い合わせたところ、公益財団が民間から集めた寄付金とのことでした。これは補助金収入として会計処理してよいでしょうか。

A3 補助金収入は国、地方公共団体の直接助成金、又は日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金（国、地方公共団体からの間接助成金）に限られます。会計処理に当たっては原資を確認し、補助金収入として認められない場合は寄付金収入として処理します（日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」参照）。

本件は、原資が国、地方公共団体からの直接助成金・間接助成金ではないため、寄付金収入として処理します。

有価証券

Q4 債券を有価証券勘定で保有しています。償却原価法を用いると購入時と償還時に金額の差が生じてしまいますが、よろしいのでしょうか。

A4 償却原価法とは、債券を債券額面金額より高い又は低い価額で購入した場

合に、当該差額を満期償還に至るまで毎期一定の方法で、有価証券の貸借対照表価額に加減する方法です。満期償還時に、帳簿価額＝償還額となります。購入時と償還時の金額差は、一般に金利調整差額と認められています。

建設仮勘定

Q5 昨年度から2年間の工事期間で体育館の建設をしており、今年度に竣工しました。昨年度は着手金や中間金を「建設仮勘定（支出）」として会計処理を行いました。最終支払において整理精算する際、「建設仮勘定（支出）」の一部に修繕費に該当するものが含まれていることが判明しました。どのように会計処理したらよいか教えてください。

A5 長期の工事の場合、建設費の内訳を一つ一つ区分することは煩雑なため、建物及び構築物等が完成するまでの支出を「建設仮勘定（支出）」として処理し、工事完成年度の最終支払時に精算します。

建設仮勘定のうち建物建設にかかる部分は建物、修繕費は経費として処理します。なお、経費が含まれていても「過年度修正」する必要はありません。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

退職時の手続き

—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業—

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めの手続きが必要となるものもありますので、注意してください。

資格関係

業務部
資格課
掛金課

資格喪失報告書の提出

加入者が退職した場合は「資格喪失報告書」を退職日から10日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者証や加入者被扶養者証は使用できません。「資格喪失報告書」に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。紛失等で添付できない場合は「加入者証等返納不能届」を提出してください。

高齢受給者証や限度額適用認定証等が交付されている場合は併せて返納してください。

年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付しますので、退職した加入者に必ず渡してください。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

※年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。

月末に退職した場合は退職月まで、

月途中で退職した場合は退職月の前月までが加入者期間になります。

75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書」の提出が必要です。後期高齢者医療制度が適用されている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れ、掛金等の対象ではないこともあり、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

任意継続加入の申し出

加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人

ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

利用できる給付等

短期給付

ただし、資格喪失後の給付として傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合（10頁を参照）を除き、休業給付は請求できません。

福祉事業

ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は、国民年金への加入手続きをしてください。

任意継続加入になれる期間

最長で2年間です。

ただし、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の対象となるため2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和2年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出されます。

任意継続加入の手続き

「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から20日以内に提出してください。

後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」、「口座振替依頼書（希望者のみ）」等を送付します。

任意継続掛金の納付

納付通知書を受け取ったら直ちに掛金を納付してください。納期限までに納付したことを確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

口座振替を選択した場合、「口座振

替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行は確認印が不要です）を受けて

本事業団へ提出してください。

口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。それまでは、あらかじめ送付した納付通知書により納付してください。

※「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」にある「給付金の受取口座」欄は、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

※短期給付の請求の効力は2年です。

資格喪失後の出産費

支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に出産した場合に10頁の①又は②のとおり資格喪失後の出産費を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください（両方は受けられません）。

●請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があります。また、「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書DL」で証明書の発行を依頼してください。

・「受取代理制度」を利用する場合は、出産予定日の2か月前以降に「出産費等申請書（受取代理用）DL」で申請してください。

・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます（請求手続きは不要です）。

資格喪失後の出産手当金

●支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に出産手当金を受けていた場合

②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしながら給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

ただし、在職中に休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

●支給期間

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

●請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

●支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に傷病手当金を受けており、退職後も労働能力がなく療養している状態が継続している場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、傷病手当金の基本額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった場合

●支給期間

支給を開始した日から1年6か月を限度として支給されます。

・退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

●請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、

学校法人等を通す必要はありません。支給の要件②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

●支給対象外

・雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。

・障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

資格喪失後の埋葬料

●支給の要件

加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

●請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係 年金部 年金第課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受給するには、必要な受給資格期間を満たしていることが前提ですが、年齢に応じて、次の要件があります。

※年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は表のとおりです。

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

●65歳未満の老齢・退職の年金

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）は、私学共済の加入者期間が1年以上あることが必要でしたが、一元化後は私学共済と厚生年金保険、公務員共済組合の加入期間の合計が1年以上あれば、受給権が発生することとなりました。

●65歳からの老齢・退職の年金

私学共済の加入者期間が1か月以上で受給権が発生します（一元化前は在職中の人は私学共済の加入者期間が1年以上あることが要件でした）。

●老齢・退職の年金の請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きしてください。

※年金請求の効力は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので、注意してください。

・昭和30年2月2日以後生まれの人で、支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生が3か月前に請求手続きに関する案内が送付されます。

・海外に居住している人には、請求案内ができませんので、請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡してください。

●**退職年金（新3階年金）**

退職年金は、平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

・**受給要件**

- ①引き続き1年以上の加入者期間があること
 - ②65歳以上であること
 - ③退職していること（70歳みなし退職を含みます）
- 請求手続き**
- 受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きしてください。

・退職年金の請求手続きの際、退職時に学校法人等から退職金等が支給されている場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になることがあります。

退職の時点では、前述の受給要件①～③のすべてを満たしていない人で

も将来の手続きに備えて、**退職金等の「源泉徴収票」**を保管するように指導してください。

・海外に居住している人には、請求案内ができませんので、受給要件に該当したら本人から本事業団に連絡してください。

●**老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合**

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）に受給権が発生した退職共済年金受給権者の場合は、平成27年10月以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です（支給繰下げをしている人も含みます）。資格喪失を確認後、請求書を本人宛てに送付します。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金受給権者の場合は、手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行い、通知します。

●**繰下げを希望している人**

65歳以降の年金について支給繰下げを希望している場合は、退職しても年金の支給は開始されません。一元化後は、退職の時点によって、繰下げ請求ができなくなったり、繰下げ請求する時点が限られたりする場合があります。本事業団から支給繰下げにかかる関係書類を送付しますので、受給開始の時期を確認のうえ、手続きを行ってください。詳細は、本人から本事業団にお問い合わせください。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金の繰下げを希望している人は、本事業団から退職による請求書等は送付しませんので、本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

●**退職年金（新3階年金）の請求が必要の人**

引き続き1年以上の私学共済の加入者期間がある人が、65歳以降に退職（70歳みなし退職を含みます）した場合や、退職後に65歳になった場合は、「退職年金決定・改定請求書」を本人宛てに送付します。

●**70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人**

資格喪失を確認後、自動的に在職中の停止を解除し、本人宛てに通知します。

●**国民年金への届け出**

退職後、自営業又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 保健課

●**積立貯金の解約**

送金を希望する月の前月25日（土・日曜又は祝日の場合は直前の平日）【**必着**】までに、**学校法人等を通して「積立貯金解約請求書」**を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失

後は預り金となり、利息は付きませんが、必ず解約の手続きをしてください。※預り金の払い戻し請求の時効は10年です。

●**積立共済年金の脱退**

退職する月の前月25日（土・日曜又は祝日の場合は直前の平日）【**必着**】までに、学校法人等を通して「**積立共済年金脱退申出書**」、「**個人番号（マイナンバー）申告書類**」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

任意継続加入者になる場合は、**継続して加入**できます。

※積立共済年金の給付請求の時効は3年です。

●**給付コース選択**

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

●**例1 5月から年金で受け取る場合**

①2月25日までに「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号申告書類」を提出（退職〈脱退〉時一時払掛金

の払い込みを申し込む場合は、1月24日が申し出の締め切りです)

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

【例2】脱退一時金で受け取る場合

①2月25日までに「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号申告書類」を提出

②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

※終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

3月末日までに脱退し、4～9月まで(保険料納付済期間)の保障を希望しない場合は、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を通して提出してください。納付済み前期分の保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までの期間は保障の対象となり、保険料は返金しません。

任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

※家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送付する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月10日までに提出してください。

※2年以上加入している人は、退職後も引き続き「退職後保障プラン」に

加入できますので、希望される人は共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

※共済定期保険の給付請求の効力は3年です。

●問い合わせ先

0120(716)267
平日 9時～17時15分

●問い合わせ先

0120(844)022
平日 9時～17時15分

貸付事業関係 福祉部 貸付課

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全部を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。

事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全額任意償還することもできます。詳しくは、私学共済ホームページ(福祉事業)加入者貸付貸付金を返す▼貸付金の償還方法)を参照してください。

●任意償還の手続き

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票(払込通知書)」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法

人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

●即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場

例 3月31日退職の場合

	提出書類		最終定期償還月(※1)	払込期限日(※2)	経過利息(※3)	
	届書等名	提出時期				
在職中の任意償還	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL	3月15日(※4)	3月	4月1日	なし	
即時償還	① 事前受付の資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書DL	3月	5月1日	1か月分	
				5月30日(※6)	2か月分	
	② 資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書DL	4月上旬	4月	5月1日	なし
					6月1日	1か月分
				6月8日(※6)	2か月分	

- ①資格喪失が3月中旬に確認され、4月1日に即時償還通知書が交付される場合
- ②4月1日以降に資格喪失が確認され、4月10日に即時償還通知書が交付される場合

- ※1 住宅貸付の団信制度に加入している場合は、最終定期償還月まで適用され、保険料充当金の支払いも必要です。
- ※2 払込期限日は貸付日の応当日の前日ですが、土・日曜又は祝日の場合は直後の平日に繰り下がります(上の表は2日貸付の場合の例です)。
- ※3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の還元残×利息(現在の年利1.26%)÷12月×利息〇か月分(円未満切上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- ※4 任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜又は祝日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- ※5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出時期です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- ※6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が償還期限です)。

合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等が払い込んでください。学校法人等から退職金等が支給される場合は、住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。退職金等が支給されるときや退職金等の支給額で償還額の全額を充当できない場合は、退職時に加入者から償還金(定期償還金と即時償還金の合計)を学校法人等が預かってください。

マイナンバー制度における情報連携(提供事務)の本格運用を開始しました

企画室

私学事業団のマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した年金等給付事業にかかる情報照会及び情報提供(以下「情報連携」といいます)の情報提供事務については、令和元年6月17日からの試行運用を経て本格運用を開始しています。

●情報提供事務

(令和元年10月30日から)

●本格運用開始

本事業団から行政機関や市区町村等に情報提供を行うことにより、年金受給者等が各種申請・届け出等をする際、これまで必要とされていた添付書類の一部を省略することができるようになりました。

詳しくは、申請・届け出先の行政機関や市区町村等にお問い合わせください。

●注意

本誌10月号でお知らせしたとおり、私学共済制度の加入者にかかる児童手当の申請等の際には、当面の間、従来どおり加入者証の提示が必要となります。

マイナンバーカードの取得促進にご協力ください

企画室

令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるように見込みが本格運用される予定です。

この本格運用に向け、デジタルガバナメント閣僚会議(6月4日開催)において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの活用促進に関する方針」が決定し、医療保険者ごとにマイナンバーカードの取得促進に取り組むこととされました。

●取得促進への取り組み

この決定を受け、文部科学省からの依頼により、私学事業団は、私学共済制度を管掌する医療保険者として、マイナンバーカードの取得促進に向けた周知やフォローアップに取り組むこととなりました。

本事業団としては、学校法人等を通して加入者及び被扶養者のご理解とご協力のもと、マイナンバーカードの取得状況等のアンケートの実施や取得に関する情報提供等を行っていく予定です。詳しくは、改めてお知らせします。

Gp ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金

ガーデンパレス名	12月27日～1月3日の宿泊料金	備 考
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	通常料金	●四川飯店は、12月29日～31日休業(1月1日17:00から通常営業)
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	通常料金	●12月30日～1月3日の夕食は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	通常料金 年末年始プラン(1泊朝食) 取扱期間:12月31日～1月1日 シングル 12,000円～ ツイン 23,000円～	●洋食レストランは、12月31日～1月3日、年末年始特別メニュー ●和食堂は、1月1日～7日、正月特別メニュー
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) 取扱期間:12月28日～1月5日 シングル・ツインとも 1名様 16,000円	●和食堂は、12月30日～1月3日、17:00～21:00までの営業 ●洋食レストランは、12月30日～1月3日、21:30までの営業(カラオケ・バーは一部休業日あり。詳しくはお問い合わせください) ●コーヒーラウンジは、12月26日～1月5日休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) 取扱期間:12月31日～1月3日 シングル 19,700円～ ツイン 37,600円～	●和食堂は、12月31日(夕食)休業、1月1日～3日限定メニュー ●洋食レストランは、12月31日昼～1月4日朝、年末年始特別メニュー ※京都市宿泊税200円が別途必要になります。
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) 取扱期間:12月31日～1月3日 1名様 14,600円～	●洋食レストランは、1月1日～3日、正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日～1月3日、年末年始特別メニュー ●1月1・2日9:30～ロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	通常料金	●夕食は予約制にて料理長厳選特別メニュー(12月31日～1月3日のみ)
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	通常料金	●通常営業

札幌・仙台・名古屋(中部ブロック限定)・京都・広島の各ガーデンパレスでは、数量限定でおせち料理の販売を行っています。詳しくは各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。電話で各ガーデンパレスにお問い合わせください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書を提出してください

学校法人等から加入者へ支払う給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、同一の性質を有しており、支給回数が年3回以下のものは、賞与等として報告が必要です。賞与等の遡及差額の追加支給があった場合も同様です。

ただし、7月1日を基準として、前1年間に4回以上(※)支給されたものは標準報酬月額の対象となりますので、報酬に含めて報告をしてください。この場合、前年7月1日～当年6月30日に支給した賞与等の支給総額の12分の1を基礎届等の各月の報酬に加えます。

「賞与等支給報告書」は、支給日(同月内に複数回の支給があった場合は最後に支給した日)から5日以内に提出してください。私学事業団より事前に送付した報告書に記載のある加入者で、賞与等の支給がない人は、報告書の該当列を二重線で抹消してください。また、電子媒体や電算用紙で報告する場合は、必ず加入者番号と生年月日を確認のうえ提出してください。

なお、賞与掛金等は、12月17日(火)受付分までを12月の掛金等(1月送付)で調定する予定です。

※年4回以上の賞与等を報酬に含めるのは、給与規程などによって年4回以上支給することが定められている賞与等です。通常は3回以下の支給で、その年に限り4回となった場合はそのまま「賞与等支給報告書」で報告してください。

【業務部 資格課】

加入者向広報「レター」1月号及び年金者向広報「共済だより」1月号等の発送

加入者向広報「レター」1月号を1月初旬から学校法人等宛てに順次発送しますので、加入者への配付をお願いします。送付部数は11月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。不足の場合は、広報班まで連絡してください。詳しくは送付状を確認してください。

なお、年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として同封します。年金者宛てには1月中旬に発送します。

加入者向広報「レター」は、私学共済ホームページ[加入者用ページ▶レター]でも閲覧できます。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

1月6日(月)送金分は12月13日(金)、1月22日(水)送金分は12月27日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

私学共済ホームページ[加入者用ページ]の施設検索機能をご活用ください

「私学共済ブック2019[保健・宿泊編]」に掲載している契約施設等について、都道府県や用途(人間ドック契約健診施設、厚生施設、健康増進宿泊施設等)に応じた絞り込み検索ができます。ぜひご活用ください。

【広報相談センター 広報班】

標準報酬月額の算定にかかる報酬の報告内容の回答を集計しました

9月20日付けで依頼した「標準報酬月額の算定にかかる報酬の報告内容の点検」にかかる回答書の集計結果は、私学共済ホームページに掲載していますのでご覧ください。

【業務部 資格課】

12月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 11月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 1月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
27日(金)	貸付 1月22日送金申し込み締め切り
30日(月)	掛金等 11月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ)

1月の共済業務スケジュール

6日(月)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金 貸付 12月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 2月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り



年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月28日(土)から1月5日(日)までの年末年始をお休みとさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「月報私学」の表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

◆募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

春季	入学(園)式、遠足、生徒総会、校外学習、卒業(園)式等
夏季	短期留学、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス等
秋季	運動会、体育祭、文化祭、コンクール、公開授業、学校説明会等
冬季	クリスマス、進路講演会、百人一首大会、もちつき大会等



◆応募形式

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真(5~10枚程度)

◆応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送又はメールで送付してください。

◆応募の注意

- ・写真は原則返却いたしません。
- ・応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。
- ・採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、私学事業団ホームページに掲載する他、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。
- ・撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

◆応募・問い合わせ先

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03(3230)7809~7811 Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含みます)

12月27日(金)17時45分~1月6日(月)10時

e-マネージャ

12月18日(水)17時45分~1月下旬(開始日は別途ご案内します)

※e-マネージャの休止期間中、大学ポートレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

※上記のページ以外は通常どおり閲覧できます。

宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページ
予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111 (代表) 地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩約8分
<https://www.hotelgp-kyoto.com/>

冬の四季彩プラン



(左)京おばんざい会席(中央)京会席(右)フレンチコース(イメージ)

夕食を「京おばんざい会席」、「京会席」、「フレンチコース」からお選びいただけます。
趣ある冬の京都でゆったりと食事をしませんか。

1泊2食
スタンダードツイン (2名1室/1名様) 11,500円～
スタンダードシングル(1名1室/1名様) 12,000円～
取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※上記料金は3月14日までの料金です。3月15日以降の料金はお問い合わせください。
※夕食は追加料金(2,000円、5,000円)でグレードアップができます(京おばんざい会席を除きます)。
※京都市宿泊税200円が別途必要になります。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022 (代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩約5分 <https://www.hotelgp-nagoya.com/>

プレミアムプラン

話題のベッドマット「エアウィーヴ」、UCC「DRIP POD」、ウォーターサーバーをご用意した部屋に宿泊できるプランです。
充実したプレミアムな空間で快適なひとときをお過ごしください。

1泊素泊まり シングルルーム (1名1室/1名様) 11,500円～
ツインルーム (2名1室/2名様) 20,500円～
取扱期間：通年(年末年始を除きます)



ツインルーム

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

◆ 融資条件 (令和元年11月現在)

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	25年以内	0.09 年%
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	20年以内	0.09 年%
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害(本激)により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001 年%

※本事業団の借入金の償還金(利息、延滞金を含みます)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

■ 主な事業と融資金利 (令和元年11月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	0.70	0.39	0.302	0.402 年%
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.49	0.402	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.302	(5.5年以内) 0.302 年%

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象なりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp